

株 主 各 位

三重県鈴鹿市飯野寺家町234番地の1
ICDAホールディングス株式会社

代表取締役社長 向井 弘光

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月21日（火曜日）午後7時（当社営業時間終了時）までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月22日（水曜日）
受 付 午前10時より
総会開始 午前10時30分より
2. 場 所 三重県鈴鹿市稲生町7992番地
鈴鹿サーキット S－P L A Z A
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第7期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第7期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
 - 第7号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.icda.jp/>）に掲載させていただきます。

◎紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度末におけるわが国経済は、経済・金融政策の効果等により、企業収益の改善や設備投資の増加など、期の前半は回復基調となりましたが、期の後半は、中国など新興国経済の減速等を背景に景気の足踏み状態が続いております。また、名目賃金の伸び悩み等、個人消費を取り巻く環境も落ち込んでおり、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

自動車販売業界においては、軽自動車税の増税とエコカー減税の見直し、一部メーカーの不正等により、販売台数の落ち込みなど、厳しい状況が続いております。

このような状況下、当社グループは、「顧客との対話」の原点に立ち帰り、アウトバウンド型(発信型)の自社コールセンターを開設いたしました。しかしながら、軽自動車税の増税等の影響が大きく、売上高は減少いたしました。販売コスト等を削減いたしました。これらの結果、売上高は234億11百万円(前年同期比4.5%減)、営業利益は5億81百万円(前年同期比2.6%増)、経常利益は5億43百万円(前年同期比1.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は3億31百万円(前年同期比15.2%増)となりました。

セグメント毎の状況は以下のとおりであります。

① 自動車販売関連事業

当セグメントにおきましては、軽自動車税の増税と一部メーカーの不正の影響を受け、販売台数は減少いたしました。新車販売台数は前年同期比18.2%減の4,613台となり、中古車販売台数は前年同期比1.1%増の9,521台となりました。これらの結果、売上高は228億18百万円(前年同期比4.3%減)となりました。

② 自動車リサイクル事業

当セグメントにおきましては、自動車販売関連事業の落ち込みの影響もあり、使用済自動車の仕入をオークション市場から行ったことで、仕入コストが増加いたしました。使用済自動車の入庫が前年同期比6.1%減の6,644台となり、生産台数(再資源処理化)は前年同期比13.4%減の6,580台となりました。また、鉄・アルミ等の資源価格の相場も大きく落ち込みました。これらの結果、売上高は5億93百万円(前年同期比11.7%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は12億87百万円となりました。

設備投資の主な内容は、試乗車および代車等の購入に10億56百万円、伊勢地区の新店舗用地取得に1億49百万円を投資いたしました。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、自動車販売関連事業および自動車リサイクル事業をグローバルに展開するにあたり、モビリティの販売・サポートにおいて部門や企業の壁を超えた企業間連携を効果的に行うことで、最終顧客であるお客様の期待の変化に対して本質を深く理解し、製商品やサービスの付加価値を最大化していくバリューチェーンクロス・ミックスビジネスの強化を推進しております。また、モビリティの販売のみならず、環境への配慮や資源のリサイクルなど様々な取り組みを推進しながら、その社会的責任を積極的に果たす努力を続けております。

上記事業戦略を実現するために、以下の項目を当社グループの経営課題として認識しております。

① 人材の確保、育成

当社グループは、モビリティの販売・サービスに加え、自動車リサイクルという多岐にわたる分野において、優秀な人材を確保し、継続的な社員教育および次世代幹部育成教育を推進していくことが重要であると認識しております。

そのためには、年間採用計画に基づいて定期的な採用活動を実行するとともに、ジョブローテーションの実施による組織の活性化、明確な目標設定とその実現、業績と連動した各種インセンティブを含めた育成プランを導入する等の対応を行っており、今後も引き続き従業員のさらなるモチベーションアップを図っていく方針であります。

② 新規出店の推進

当社グループは、新規出店をベースとして事業拡大を目指す中、効率的な集客増を図るため、新車ディーラーと、中古車の買取・販売を行う業態である「POINT⑤」あるいは「ヴァーサス」の複合店舗を、事業運営の効率性を勘案し、当面は既存店舗の近隣地域を中心に出店を促進していく方針であります。また今後は「POINT⑤」および「ヴァーサス」を三重県以外の地域にドミナント展開することも検討しております。

③ 自動車リサイクル事業の知名度向上

当社グループは、資源のリサイクルを通じ、地球環境保護に貢献したいと考えております。同事業の知名度向上は、資源の有効活用につながるとともに、当社グループの成長に寄与するものと予想されるため、積極的な広報戦略を展開していく方針であります。

④ 内部統制の強化とコーポレート・ガバナンス

当社グループは、経営の基本方針を実現するため、経営の健全性と効率性の向上を目指す経営管理体制の構築により、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが重要な経営課題であると考えております。

こうした課題の実現に向けて、責任ある経営体制の構築および経営に対する監視・監査機能の強化ならびに経営の透明性の向上に努めてまいります。さらに、新規事業、海外事業にかかる各種法的規制の遵守、個人情報保護・管理、不測の事態に適時適切に対応し得る体制を確立し、内部統制を強化する方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第4期 平成24年度	第5期 平成25年度	第6期 平成26年度	第7期 (当連結会計年度) 平成27年度
売上高 (千円)	23,278,836	26,780,888	24,522,026	23,411,944
経常利益 (千円)	595,477	996,215	535,180	543,611
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	423,280	555,242	288,076	331,810
1株当たり当期純利益 (円)	314.36	273.62	137.18	158.01
総資産 (千円)	14,546,154	14,115,074	15,263,992	14,741,784
純資産 (千円)	2,783,809	3,765,635	4,050,755	4,194,950
1株当たり純資産 (円)	1,524.76	1,776.05	1,869.64	1,938.77

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。なお、期中平均および期末の発行済株式総数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第4期 平成24年度	第5期 平成25年度	第6期 平成26年度	第7期 (当事業年度) 平成27年度
営業収益 (千円)	506,870	513,979	517,364	520,986
経常利益 (千円)	151,606	114,124	115,720	170,831
当期純利益 (千円)	153,292	119,949	121,387	159,756
1株当たり当期純利益 (円)	113.85	59.11	57.80	76.07
総資産 (千円)	2,709,475	3,430,225	7,501,018	7,564,205
純資産 (千円)	1,961,486	2,510,384	2,528,754	2,579,711
1株当たり純資産 (円)	1,087.90	1,195.44	1,204.20	1,228.47

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。なお、期中平均および期末の発行済株式総数は、いずれも自己株式を除いて算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ホンダ四輪販売三重北	210,000千円	100.0%	新車（ホンダ車）・中古車販売、車検・整備
株式会社オートモール	160,000千円	100.0%	新車（フォルクスワーゲン・アウディ・ポルシェ）・中古車販売、車検・整備
株式会社マーク・コーポレーション	190,000千円	69.6%	自動車リサイクル事業

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、ホンダの新車ディーラーとして新車・中古車の販売を行う㈱ホンダ四輪販売三重北、輸入車の新車ディーラー・中古車の販売を行う㈱オートモール、自動車のリサイクルを行う㈱マーク・コーポレーションの連結子会社3社および純粋持株会社である当社により構成されており、当社が、グループの経営に参画し、経営管理、経営の効率化等業務および経営全体のコンサルタント業務を行い、グループ間の自動車販売・買取・リサイクル等の自動車流通バリューチェーンクロス・ミックスビジネスを展開いたしております。

当社グループ各社の事業は以下のとおりであります。

事業	主要製品	
自動車販売関連事業	新車事業（国産車）	国産車（ホンダ全車種）の新車販売
	新車事業（輸入車）	輸入車（フォルクスワーゲン・アウディ・ポルシェ全車種）の新車販売
	中古車事業	輸入車・国産車全メーカーの中古車販売
	サービス事業	車検・整備点検・修理等
自動車リサイクル事業	自動車リサイクル全般	

(7) 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

名 称	店舗および事業所
当 社	本社(鈴鹿市飯野寺家町)
株式会社ホンダ四輪販売三重北	ホンダカーズ三重北(鈴鹿市道伯町)他10店舗 ホンダオートテラス(鈴鹿市道伯町) ヴァーサス(桑名市陽だまりの丘)他1店舗 P O I N T ⑤(鈴鹿市道伯町)他3店舗
株式会社オートモール	フォルクスワーゲン(四日市市中村町)他1店舗 アウディ三重(四日市市中村町)他1店舗 ポルシェセンター(鈴鹿市飯野寺家町) ヴァーサス(津市雲出本郷町)他2店舗 P O I N T ⑤(津市雲出本郷町)
株式会社マーク・コーポレーション	本社・工場(鈴鹿市伊船町)

(8) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の従業員

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
343 [145] 名	15名減少 [12名増加]

(注) 従業員数は就業人員であり、〔外書〕は、契約社員およびパートタイマーの平均雇用人員であります。

② 当社の従業員

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
15名	1名減少	40.3歳	5.1年

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社外から当社への出向者8名を含む）であります。
2. 上記従業員数の他、契約社員およびパートタイマー社員は17名であります。

(9) 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社百五銀行	3,106,802千円
株式会社三重銀行	881,155千円
株式会社商工組合中央金庫	781,518千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000株
(2) 発行済株式の総数 2,099,936株(自己株式64株を除く。)
(3) 株主数 928名
(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社 エム・エフ	524,470株	24.97%
向井俊樹	281,430株	13.40%
向井弘光	272,510株	12.97%
I C D A グループ社員持株会	159,368株	7.58%
向井なよ子	83,970株	3.99%
株式会社 百五銀行	63,000株	3.00%
株式会社 三重銀行	42,000株	2.00%
向井崇	40,000株	1.90%
向井末安	29,540株	1.40%
米山鐘秀	27,300株	1.30%

- (注) 1. 持株比率は自己株式(64株)を控除して計算しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
向井弘光	代表取締役社長	(株)ホンダ四輪販売三重北 代表取締役会長 (株)オートモール 代表取締役会長兼社長 (株)マーク・コーポレーション 代表取締役社長
向井俊樹	代表取締役副社長	(株)ホンダ四輪販売三重北 代表取締役副社長 (株)オートモール 代表取締役副社長
江藤隆仁	取締役	(株)ホンダ四輪販売三重北 代表取締役社長
新堂智康	取締役	(株)ホンダ四輪販売三重北 取締役副社長 (株)オートモール 代表取締役副社長
小村則昭	取締役	(株)オートモール 代表取締役専務
黒田悟郎	取締役管理部長	
桶本進	常勤監査役	(株)ホンダ四輪販売三重北 監査役 (株)オートモール 監査役 (株)マーク・コーポレーション 監査役
伊藤保元	監査役	
山川明伸	監査役	

- (注) 1. 監査役 伊藤保元、山川明伸の両氏は社外監査役であります。
2. 監査役 伊藤保元氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査役 山川明伸氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 新堂智康氏は、平成27年12月31日に辞任いたしました。なお、地位および担当、重要な兼職の状況は、辞任当時の状況を記載しております。

(2) 責任限定契約に関する事項

当社は、各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役 6 名	111,136千円		
監査役 3 名	12,238千円	(うち社外 2 名	3,225千円)

- (注) 1. 上記報酬等の額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額12,965千円(取締役12,429千円、監査役536千円)を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成25年4月8日付の臨時株主総会において、年額3億円以内とする承認を受けております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成25年4月8日付の臨時株主総会において、年額1億円以内とする承認を受けております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 監 査 役	伊 藤 保 元	当事業年度開催の取締役会に15回中14回出席、監査役会に14回中14回出席しております。経験豊富な企業経営者の立場から、経営全般に関する発言を行っております。
社 外 監 査 役	山 川 明 伸	当事業年度開催の取締役会に15回中15回出席、監査役会に14回中14回出席しております。専門的見地から、主として財務および会計に関する発言を行っております。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

社外取締役の必要性については十分認識しており、当社も候補者を探してはりましたが、適任者がありませんでした。

この状況下で、当社は、平成27年5月1日施行の改正会社法により新設された監査等委員会設置会社が、当社にとって最も相応しい機関設計であると判断し、平成28年1月15日開催の取締役会で監査等委員会設置会社制度への移行方針を決議し、そのための議案を平成28年6月22日開催の当社第7回定時株主総会に上程することといたしました。

監査等委員会設置会社制度は、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置することで取締役会の監督機能を高めるものであり、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に繋がるものと判断しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28,000千円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

(注) 当社監査役会は、監査項目別監査時間および監査時間の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針は、次のとおりであります。（なお、本方針は、会社法等の関係法令の改正を踏まえ、平成27年4月13日開催の取締役会において決議したものであります。）

(1) 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を毎月1回開催し、また別途必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
- ② 取締役は、取締役会を通じて、他の取締役の業務執行の監督・管理を行っております。
- ③ 取締役会規程において、重要な財産の処分および譲受、多額の借入れおよび債務保証などの重要な業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、それらの付議事項について取締役会で決定しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 株主総会、取締役会等の議事録を、法令および規程に従い作成し、適切に保存・管理しております。
- ② 経営および業務執行に係る重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理しております。

(3) 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社および当社グループ会社の損失の危険（リスク）については、「リスク管理規程」および「経営危機管理規程」に基づく対応によって、リスクの発生に関する未然防止や危機拡大の防止に努めております。
- ② 当社および当社グループ会社は、法律事務所と顧問契約を結び、重要な法律問題について適宜アドバイスを受け、法的リスクの軽減に努めております。

(4) 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報を各取締役に提供しております。
- ② 業績管理に資する財務データについては、ITシステム等により適時・適切に提供しております。

(5) 当社および当社グループ会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業理念に関する方針・行動規準を定め、冊子を作成し、全従業員に配布するとともに、法令と社会規範遵守について教育・啓蒙・監査活動を実施し、その周知徹底と遵守に努めております。
- ② 従業員の職務権限の行使は、職務分掌規程、稟議規程等に基づき適正かつ効率的に行っております。
- ③ 内部監査部門である内部監査室が、各拠点、各部署における業務執行が法令・定款および社内規程等に適合しているか否かの監査を実施しております。
- ④ コンプライアンスに違反する行為を認めた場合、もしくは自らが巻き込まれる恐れがあった場合の内部通報窓口として監査役ホットライン等を設置し、コンプライアンス違反等またはその恐れのある事実の早期発見、対応に努めております。
- ⑤ 監査役ホットライン等へ報告をしたものが当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益をも課してはならないと内部通報規程において規定し、その旨を周知徹底しております。

(6) 当該株式会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループでは持株会社制を採用しており、当社の取締役が、取締役会を通してグループ全体の重要事項を決定および事業会社を含む主たる子会社の業務執行の監督を行っております。
- ② 当社社長は、事業会社社長から、毎月業務執行状況や重要な経営課題などについて報告を受け、対応方針や対応状況を確認し、また適切に指示をしております。
- ③ 内部監査部門である内部監査室が、グループ内の事業会社である子会社の内部監査を実施しております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する指示に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、必要に応じて使用人を配置し使用人に対し指揮命令をし、当該使用人はその業務に服する体制となっております。
- ② 使用人を配置した場合のその使用人の異動、人事考課等については、その使用人の独立性を確保するため、監査役の事前の同意を得ることといたします。

(8) 当社および当社グループ会社の取締役および使用人等が当社監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人にその説明を求めることができる体制となっております。
- ② 取締役は、取締役会において担当する業務執行の状況等を定期的に報告する体制となっております。
- ③ 当社および当社グループ会社の取締役および使用人等は、取締役の職務執行に関して重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または当社および当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに当社監査役に報告する体制となっております。

(9) 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも取締役および使用人に報告を求める体制となっております。
- ② 監査役が、取締役および使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査室等とそれぞれ定期的に意見交換を実施できる体制となっております。
- ③ 監査役がその職務について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する体制となっております。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および当社グループ会社は、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととしております。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備体制

企業倫理に関する基本的方針として、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するために、対応部署として総務課を中心に、財団法人暴力追放三重県民センターに入会し、警察等を含む外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集などを行い、弁護士ともすみやかに連携を取り、業務の妨害が生じないように努めております。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社グループ会社は、取締役会規程等に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定ルールを明確化しております。当事業年度においては、12回の取締役会と、3回の臨時取締役会を開催し、他の取締役の業務執行の監督・管理を行い、重要な業務執行について取締役会で決定いたしました。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録および計算書類等について、法令の定めにより保存期間を設定し、適切に保存・管理しております。また重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、管理部で適切に保存・管理しております。

(3) 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および当社グループ会社は、リスク管理の目的、体制および手法を定めた「リスク管理規程」および経営危機が発生した場合の対応に関する手順を定めた「経営危機管理規程」を整備し、当社グループの各社に周知・運用しております。また、リスク管理委員会（当事業年度中計4回）を開催し、リスクの発生に関する未然防止や危機拡大の防止に努めました。

なお、リスク管理委員会の審議内容については、毎事業年度、当社取締役会において確認しております。さらに、顧問弁護士事務所と顧問契約を結び重要な法律問題について適宜アドバイスを受け、法的リスクの軽減に努めております。

(4) 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および当社グループ会社は、取締役会規程等に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定ルールを明確化しております。取締役会における意思決定を効率的に行うため、事前に取締役会の開催案内に議案および報告事項を記載し、すべての取締役・監査役に連絡しております。また、業績管理に資する財務データなどは、作成が完了次第、事前にメールで提供しております。当事業年度においては、取締役会を計15回開催したほか、所定の事項についてはグループ経営会議を計8回開催し、審議いたしました。

(5) 当社および当社グループ会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社グループ会社は、法令の遵守に加え、常に高い倫理観と社会的良識を持って行動し、各社が社会から信頼される会社として評価され、持続的に発展するよう11項からなる「ICDAホールディングスグループの行動規範」の当社グループ内への周知・教育を実施し、浸透を図っております。

また、従業員の職務権限の行使は、職務分掌規程、稟議規程等に基づき適正かつ効率的に行っております。また内部監査部門である内部監査室が、各拠点、各部署における業務執行が法令・定款および社内規程等に適合しているか否かの監査を実施しております。

コンプライアンスに違反する行為を認めた場合、もしくは自らが巻き込まれる恐れがあった場合の内部通報窓口として「監査役ホットライン」等を設置し、コンプライアンス違反等またはその恐れのある事実の早期発見、対応に努めております。

(6) 当該株式会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制としては、当社の取締役が、取締役会を通してグループ全体の重要事項を決定および事業会社を含む子会社の業務執行の監督を行っております。また、当社社長は、事業会社社長から、毎月業務執行状況や重要な経営課題などについて報告を受け、対応方針や対応状況を確認し、適切に指示をしております。内部監査部門である内部監査室は、グループ内の事業会社である子会社の内部監査を実施しております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する指示に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項については、監査役監査基準において指針を定めております。その結果、当事業年度の運用についても問題はありませんでした。

(8) 当社および当社グループ会社の取締役および使用人等が当社監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

当社および当社グループ会社は社内規則、法令違反行為等、企業倫理違反行為の内容を当社に通報する、「内部通報制度」を整備し、内部通報規程を定めております。通報先は、「監査役ホットライン」および「顧問弁護士事務所」とし、適切な内部通報制度の実現を目指し、コンプライアンス違反等またはその恐れのある事実の早期発見、対応に努めておりますが、当事業年度の通報はありませんでした。

(9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、当事業年度中、意見交換会を当社の代表取締役社長と計4回、当社の内部監査室と計4回、それぞれ実施したほか、当事業年度中に開催されたグループ経営会議（計8回）にすべて出席しました。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

2015年8月11日に、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「内部統制報告制度対応プロジェクト計画書」を策定しました。その後、自己点検・内部監査・外部監査を実施し、内部統制システムが有効かつ適正に機能していることを確認し、内部統制委員会にて報告しております。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備体制

当事業年度も、公益財団法人暴力追放三重県民センターに入会し、警察等を含む外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集などを行い、弁護士ともすみやかに連携を取り、業務の妨害が生じないように努めております。

以上から、当事業年度における当社および当社グループの業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の確認、評価の結果、当社の内部統制システムについては、有効に機能しており、重大な欠陥や不備は存在しないと判断しております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,990,961	流動負債	7,544,029
現金及び預金	814,716	買掛金	1,866,890
受取手形及び売掛金	290,779	短期借入金	3,350,000
商品及び製品	2,634,335	1年内返済予定の長期借入金	923,982
仕掛品	4,565	未払金	223,935
原材料及び貯蔵品	32,459	未払法人税等	124,688
繰延税金資産	63,354	前受金	763,694
その他	151,620	賞与引当金	145,794
貸倒引当金	△869	その他	145,043
固定資産	10,750,823	固定負債	3,002,805
有形固定資産	9,852,052	長期借入金	2,056,384
建物及び構築物	3,057,013	役員退職慰労引当金	272,097
機械装置及び運搬具	916,513	退職給付に係る負債	618,479
土地	5,791,627	資産除去債務	40,438
その他	86,897	その他	15,405
無形固定資産	63,006	負債合計	10,546,834
投資その他の資産	835,763	純資産の部	
投資有価証券	215,585	株主資本	4,109,572
繰延税金資産	243,367	資本金	1,161,078
その他	376,811	資本剰余金	1,148,992
資産合計	14,741,784	利益剰余金	1,799,609
		自己株式	△107
		その他の包括利益累計額	△38,268
		その他有価証券評価差額金	3,156
		退職給付に係る調整累計額	△41,425
		非支配株主持分	123,646
		純資産合計	4,194,950
		負債及び純資産合計	14,741,784

連結損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		23,411,944
売上原価		19,120,871
売上総利益		4,291,073
販売費及び一般管理費		3,709,772
営業利益		581,300
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,219	
受取賃貸料	12,350	
受取保険金	16,582	
受取負担金	4,290	
その他	8,128	46,570
営業外費用		
支払利息	63,115	
支払手数料	14,405	
その他	6,738	84,259
経常利益		543,611
特別利益		
厚生年金基金解散益	8,933	8,933
税金等調整前当期純利益		552,544
法人税、住民税及び事業税	198,053	
法人税等調整額	18,290	216,343
当期純利益		336,201
非支配株主に帰属する当期純利益		4,391
親会社株主に帰属する当期純利益		331,810

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,161,078	1,148,992	1,572,796	△107	3,882,759
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△104,996		△104,996
親会社株主に帰属する当期純利益			331,810		331,810
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	226,813	－	226,813
当 期 末 残 高	1,161,078	1,148,992	1,799,609	△107	4,109,572

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	38,218	5,152	43,371	124,624	4,050,755
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△104,996
親会社株主に帰属する当期純利益					331,810
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△35,061	△46,577	△81,639	△978	△82,618
当 期 変 動 額 合 計	△35,061	△46,577	△81,639	△978	144,195
当 期 末 残 高	3,156	△41,425	△38,268	123,646	4,194,950

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数及び名称
すべての子会社を連結しております。
連結子会社の数 3社
連結子会社の名称
株式会社ホンダ四輪販売三重北
株式会社オートモール
株式会社マーク・コーポレーション
2. 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないもの
移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - a 商品及び製品
主として個別法
 - b 仕掛品
総平均法
 - c 原材料
個別法
 - d 貯蔵品
最終仕入原価法

(2) 減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。ただし平成10年4月以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～38年

機械装置及び運搬具 2～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。), 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っておりません。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

連結貸借対照表

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「差入保証金」(当期末残高119,173千円)は、重要性が乏しいため、当連結会計年度より、「その他」に含めて表示しております。

なお、前連結会計年度の「差入保証金」は131,261千円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	1,964,567千円
土地	3,753,237千円
計	5,717,804千円

(2) 担保に係る債務

買掛金	340,000千円
1年内返済予定の長期借入金	510,850千円
長期借入金	914,639千円
計	1,765,489千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,162,429千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 2,100,000株

2. 配当金に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当り 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	104,996	50	平成27年3月31日	平成27年6月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力が翌連結会計年度となるもの
平成28年6月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の
とおり提案しております。なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定して
おります。

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当り 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月22日 定時株主総会	普通株式	104,996	50	平成28年3月31日	平成28年6月23日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは主に自動車販売関連事業を行っており、設備投資計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金も銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

当社グループは、営業債権について、各社における担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク

当社グループはグループ全体で資金運用を行っております。資金調達に係る流動性リスクについては、各社からの報告に基づいて、適時に資金計画を作成・更新することにより管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	814,716	814,716	—
(2) 受取手形及び売掛金	290,779	290,779	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	181,875	181,875	—
資産計	1,287,370	1,287,370	—
(1) 買掛金	1,866,890	1,866,890	—
(2) 短期借入金	3,350,000	3,350,000	—
(3) 未払金	223,935	223,935	—
(4) 未払法人税等	124,688	124,688	—
(5) 長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金を含む）	2,980,366	2,992,259	11,892
負債計	8,545,881	8,557,774	11,892

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額33,710千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1,938円77銭

1株当たり当期純利益

158円01銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,746,026	流動負債	3,802,069
現金及び預金	361,507	短期借入金	3,350,000
前払費用	3,225	関係会社短期借入金	30,080
繰延税金資産	3,884	1年内返済予定の長期借入金	381,285
関係会社短期貸付金	2,963,082	未払金	11,500
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	381,285	未払費用	2,578
その他	33,041	未払法人税等	3,800
固定資産	3,818,178	預り金	2,492
有形固定資産	1,113,011	前受収益	4,276
工具、器具備品	2,347	賞与引当金	8,900
土地	1,110,663	その他の	7,154
無形固定資産	2,364	固定負債	1,182,425
ソフトウェア	2,364	長期借入金	1,097,519
投資その他の資産	2,702,802	退職給付引当金	12,853
投資有価証券	32,250	役員退職慰労引当金	72,051
関係会社株式	1,432,050	負債合計	4,984,494
関係会社長期貸付金	1,097,519	純資産の部	
繰延税金資産	9,829	株主資本	2,581,142
その他	131,152	資本金	1,161,078
資産合計	7,564,205	資本剰余金	1,148,992
		資本準備金	274,848
		その他資本剰余金	874,144
		利益剰余金	271,179
		利益準備金	26,565
		その他利益剰余金	244,614
		繰越利益剰余金	244,614
		自己株式	△107
		評価・換算差額等	△1,430
		その他有価証券評価差額金	△1,430
		純資産合計	2,579,711
		負債及び純資産合計	7,564,205

損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	520,986
営業費用	377,070
営業利益	143,915
営業外収益	
受取利息及び配当金	44,477
受取賃貸料	21,960
受取手数料	11,600
その他	484
営業外費用	
支払利息	38,826
支払手数料	12,705
その他	73
経常利益	170,831
税引前当期純利益	170,831
法人税、住民税及び事業税	2,741
法人税等調整額	8,333
当期純利益	159,756

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	繰 越 利益剰余金
当 期 首 残 高	1,161,078	274,848	874,144	1,148,992	26,565	189,854
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△104,996
当 期 純 利 益						159,756
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	54,759
当 期 末 残 高	1,161,078	274,848	874,144	1,148,992	26,565	244,614

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計					
当 期 首 残 高	216,419	△107	2,526,382	2,372	2,372	2,528,754
当 期 変 動 額						
剰余金の配当	△104,996		△104,996			△104,996
当 期 純 利 益	159,756		159,756			159,756
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				△3,803	△3,803	△3,803
当 期 変 動 額 合 計	54,759	-	54,759	△3,803	△3,803	50,956
当 期 末 残 高	271,179	△107	2,581,142	△1,430	△1,430	2,579,711

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - a 子会社株式
移動平均法による原価法
 - b その他有価証券
時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
2. 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
定率法にて処理しております。
主な耐用年数は次のとおりであります。
工具、器具備品 5年
 - ② 無形固定資産
定額法にて処理しております。
主な耐用年数は次のとおりであります。
ソフトウェア 5年
3. 引当金の計上基準
 - ① 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - ② 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
 - a 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - b 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
 - ③ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - ① 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
 - ② 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式により処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,725千円
2. 保証債務
他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

株 ホンダ四輪販売三重北	517,471千円
株 オートモール	139,000千円
株 マーク・コーポレーション	182,710千円
計	839,181千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	541千円
短期金銭債務	1,951千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	520,986千円
営業費用	59,590千円
営業取引以外の取引による取引高	77,462千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 64株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	774千円
賞与引当金	2,705千円
退職給付引当金	3,881千円
役員退職慰労引当金	21,759千円
その他有価証券評価差額金	619千円
繰越欠損金	5,328千円
その他	1,008千円
繰延税金資産小計	36,077千円
評価性引当額	△22,363千円
繰延税金資産合計	13,713千円
差引繰延税金資産純額	13,713千円

(関連当事者との取引に関する注記)
子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 本田四輪販売三重北	所有 直接 100.0%	経営指導料の受取 従業員の出向 資金の貸付等 債務保証 債務被保証	経営指導料(注2)	192,092	—	—
				出向料(注3)	44,236	未払金	1,775
				資金の貸付(注4)	—	短期貸付金	1,347,996
				資金の回収(注4)	282,174	長期貸付金	482,867
				受取利息(注4)	19,668	—	—
				受取手数料(注6)	5,128	—	—
				債務保証(注8)	517,471	—	—
				債務被保証(注9)	250,000	—	—
	株式会社 ㈱オートモール	所有 直接 100.0%	経営指導料の受取 資金の貸付等 債務保証 債務被保証	経営指導料(注2)	161,834	—	—
				資金の貸付(注4)	200,000	短期貸付金	1,615,086
				資金の回収(注4)	306,842	長期貸付金	995,938
				受取利息(注4)	24,153	—	—
				受取手数料(注6)	6,471	—	—
				債務保証(注8)	139,000	—	—
	株式会社 ㈱マーク・コーポレーション	所有 直接 69.6%	経営指導料の受取 資金の借入等 土地の賃貸 債務保証	経営指導料(注2)	6,000	—	—
				資金の借入(注5)	30,080	短期借入金	30,080
				支払利息(注5)	80	—	—
				受取賃貸料(注7)	21,960	—	—
債務保証(注8)				182,710	—	—	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 取引金額には消費税等が含まれておらず、貸付金を除く期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2) 当社の採算性を考慮した双方合意により決定した金額であります。
- (注3) 出向者に係る人件費相当額を支払っております。
- (注4) 資金の貸付について、貸付金利は市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。なお、短期貸付金については、純増額を資金の貸付に記載しております。
- (注5) 資金の借入について、借入金利は市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。なお、短期借入金については、純増額を資金の借入に記載しております。
- (注6) 銀行支払手数料相当額を、受け取っております。
- (注7) 受取賃貸料については、市場価格を勘案して、賃料を合理的に決定しております。
- (注8) 当社は、各連結子会社の金融機関からの借入に対して、債務保証をしておりますが、本件保証行為に際し、保証料の受取りを行っておりません。
- (注9) 当社の、金融機関からの借入に対して、各連結子会社から債務保証を受けておりますが、本件保証行為に際し、保証料の支払いを行っておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

1,228円47銭

1 株当たり当期純利益

76円07銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

I C D Aホールディングス株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 瀧 沢 宏 光 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 矢 野 直 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、I C D Aホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、I C D Aホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

I C D Aホールディングス株式会社
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 瀧 沢 宏 光 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 矢 野 直 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、I C D Aホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則 第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則 第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書)について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべく事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

ICDAホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 桶本 進 ⑩

社外監査役 伊藤 保元 ⑩

社外監査役 山川 明伸 ⑩

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案し、内部留保を確保しつつ、当期業績の傾向および今後の事業環境を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 50円

配当総額 104,996,800円

2 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月23日

第2号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第30条第2項を変更案第31条第2項の通り変更するものであります。なお、変更案第31条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。(下線部分が変更箇所)

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、10名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第23条～第24条 (条文省略)</p>	<p>第23条～第24条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第26条 (条文省略)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2.当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令で定める限度額の範囲内で、その責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法) 第32条 監査役は、株主総会において選任する。 2.監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 (現行どおり)</p> <p>2.当会社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令で定める限度額の範囲内で、その責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>(削除) (削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の任期) <u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2.任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p>(常勤の監査役) <u>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選任する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知) <u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2.監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の決議方法) <u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合をのぞき、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録) <u>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規程) <u>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の報酬等) <u>第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2.当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令で定める限度額の範囲内で、その責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>(議事録)</p> <p>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>

現行定款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第41条～第44条 (条文省略)</p> <p>(新設) (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第36条～第39条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、第7回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり取締役全員（5名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	(むかい ひろみつ) 向井 弘光 (昭和18年3月23日生)	昭和42年5月 向井自動車商会 創業 (現株オートモール)代表 昭和47年9月 向井自動車販売(有) (現株オートモール)設立 代表取締役 昭和52年12月 向井自動車販売(株) (現株ホンダ四輪販売三重北)設立 代表取締役 昭和53年9月 株ホンダベルノ三重北 (現株ホンダ四輪販売三重北) 代表取締役 平成13年10月 株オートモール 代表取締役会長兼社長(現任) 平成19年6月 株ホンダ四輪販売三重北 代表取締役会長(現任) 平成21年4月 株マーク・コーポレーション 代表取締役社長(現任) 平成21年10月 株鈴鹿メディアパーク 代表取締役社長 平成21年10月 当社 設立 代表取締役社長(現任) 平成22年7月 株鈴鹿メディアパーク 取締役	272,510株
[取締役候補者とした理由] 創業以来当社グループの自動車販売事業の中核にあり、豊富な業務経験を有しており、その経験等を活かすことで、取締役会の意思決定および監督機能の強化が期待されるため選任いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	(むかい としき) 向井 俊樹 (昭和48年6月2日生)	平成9年4月 (株)ホンダクリオ三重北 (現(株)ホンダ四輪販売三重北) 入社 平成19年6月 (株)ホンダ四輪販売三重北 取締役新車本部長 平成21年6月 同社 常務取締役 平成21年10月 当社 取締役 平成24年1月 (株)ホンダ四輪販売三重北 代表取締役副社長(現任) 平成26年4月 当社 取締役副社長 平成26年6月 (株)オートモール 代表取締役 平成26年6月 当社 代表取締役副社長(現任) 平成28年1月 (株)オートモール 代表取締役副社長(現任)	281,430株
[取締役候補者とした理由] 入社以来当社グループの自動車販売事業に携わり、当社グループ経営に参画し、豊富な業務経験を有しており、その経験等を活かすことで、取締役会の意思決定および監督機能の強化が期待されるため選任いたしました。			
3	(えとう たかひと) 江藤 隆仁 (昭和31年5月2日生)	昭和50年4月 日曹油化学(株) (現丸善石油化学(株)) 入社 昭和53年10月 (株)名古屋梱包運搬社 (現(株)メイコン) 入社 昭和54年3月 向井自動車販売(株) (現(株)ホンダ四輪販売三重北) 入社 平成17年1月 (株)ホンダ四輪販売三重北 執行役員営業本部長 平成17年5月 同社 取締役 平成18年6月 同社 代表取締役専務 平成19年6月 同社 代表取締役社長(現任) 平成21年10月 当社 取締役(現任)	24,570株
[取締役候補者とした理由] 入社以来当社グループの自動車販売事業に携わり、当社グループ経営に参画し、豊富な業務経験を有しており、その経験等を活かすことで、取締役会の意思決定および監督機能の強化が期待されるため選任いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
4	(くろだ ごろう) 黒田 悟郎 (昭和49年5月23日生)	平成11年4月	(株)ホンダクリオ三重北 (現(株)ホンダ四輪販売三重北) 入社	5,850株
		平成18年4月	(株)ホンダ四輪販売三重北 業務課長	
		平成21年4月	同社 管理部長	
		平成23年6月	当社 取締役管理部長(現任)	
	[取締役候補者とした理由] 入社以来当社グループの総務・経理業務に携わり、当社グループ経営に参画し、豊富な業務経験を有しており、その経験等を活かすことで、取締役会の意思決定および監督機能の強化が期待されるため選任いたしました。			
5	(たかぎ じゅんいち) 高木 純一 (昭和24年9月26日生)	昭和48年4月	高木工業(株) 入社	一株
		昭和52年12月	同社 専務取締役	
		平成5年5月	学校法人鈴鹿医療科学大学 評議員(現任)	
		平成11年4月	同大学 法人事務局長	
		平成13年4月	同大学 理事	
		平成19年3月	同大学 理事長(現任)	
	[社外取締役候補者とした理由] 長きにわたり会社経営および学校経営に携わり、豊富なマネジメント経験を有しており、これらの実績と経験に基づき、取締役会の意思決定および監督機能の強化が期待されるため選任いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 高木純一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、高木純一氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、かつ、本議案において高木純一氏が取締役に選任された場合には、会社法427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	(おけもと すすむ) 桶本 進 (昭和22年2月20日生)	昭和40年3月 (株)小林商会 入社 昭和41年9月 本田技研工業(株) 入社 平成3年6月 (株)ホンダクリオ三重北 (現(株)ホンダ四輪販売三重北) 出向 取締役サービス部長 平成6年6月 同社 常務取締役サービス部長 平成7年6月 (株)ホンダベルノ愛知 (現(株)ホンダカーズ愛知) 出向 常務取締役サービス部長 平成12年6月 (株)ホンダワールド福井 (現(株)ホンダ四輪販売北陸) 出向 代表取締役社長 平成14年2月 同社 転籍 代表取締役社長 平成21年1月 同社 相談役 平成21年3月 (株)ホンダ四輪販売三重北 サービス部長 平成23年6月 同社 監査役(現任) (株)オートモール 監査役(現任) (株)マーク・コーポレーション監査 役(現任) 当社 常勤監査役(現任)	一株
[監査等委員である取締役候補者とした理由] 長きにわたり会社経営に携わり、豊富なマネジメント経験を有しており、これらの実績と経験に基づき、監査等委員である取締役に適任であると判断し選任いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	(いとう やすもと) 伊藤保元 (昭和24年10月24日生)	昭和43年4月 本田技研工業(株) 入社 平成8年4月 ホンダ・オブ・アメリカ・マニュ ファクチュアリング駐在 平成12年4月 同社 四輪AL鑄造機械課課長 平成17年4月 柳河精機(株) 取締役 平成19年6月 同社 常務取締役 平成23年6月 当社 監査役(現任)	一株
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由] 長きにわたり会社経営に携わり、豊富なマネジメント経験を有しており、これらの実績と経験に基づき、監査等委員である取締役に適任であると判断し選任いたしました。			
3	(やまかわ あきのぶ) 山川明伸 (昭和24年2月8日生)	昭和46年4月 (株)百五銀行 入行 平成13年6月 同行 名古屋支店長 平成14年4月 同行 東京営業部長兼東京事務所長 平成16年6月 同行 常勤監査役 平成23年6月 当社 監査役(現任)	一株
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由] 長きにわたり金融機関に在籍し、財務および会計に関する知見を有することで、これらの実績と経験に基づき、監査等委員である取締役に適任であると判断し選任いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 伊藤保元氏、山川明伸氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、伊藤保元氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
4. 当社は、山川明伸氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 伊藤保元氏、山川明伸氏は、当社社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
6. 第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、かつ、本議案において伊藤保元氏、山川明伸氏が監査等委員である取締役に選任された場合には、会社法427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額であります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、平成25年4月8日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内(ただし使用人分給与は含まない。)とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情等を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)の報酬等の額を年額300,000千円以内(内、社外取締役30,000千円以内)とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名(内、社外取締役0名)ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は5名(内、社外取締役1名)となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100,000千円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものにするにつきご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、取締役小村則昭氏および監査役桶本進氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任いたします。また、取締役新堂智康氏は平成27年12月31日をもって辞任いたしました。

つきましては、3氏に対して在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、小村則昭氏および新堂智康氏については取締役会に、桶本進氏については監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名	略歴	
(こむら のりあき) 小村 則 昭	平成21年10月	当社取締役 現在に至る
(しんどう ともやす) 新堂 智 康	平成21年10月 平成27年12月	当社取締役 取締役辞任
(おけもと すすむ) 桶本 進	平成23年6月	当社監査役 現在に至る

以上

株主総会会場ご案内図

- 会 場 鈴鹿サーキット S-PLAZA
三重県鈴鹿市稲生町7992番地
TEL 059-378-1111(代)



●交通のご案内

電車をご利用の場合

- ・近鉄名古屋線白子駅より バスで約20分 タクシーで約15分
- ・近鉄鈴鹿線平田町駅よりタクシーで約15分
- ・伊勢鉄道鈴鹿サーキット稲生駅より徒歩で約20分

お車をご利用の場合

- ・名古屋方面から 東名阪自動車道鈴鹿ICより約20分
- ・伊勢湾岸自動車道みえ川越ICより国道23号線を利用して約45分
- ・大阪方面（新名神高速道路を利用の場合） 亀山JCTを経由して鈴鹿IC、または亀山ICより国道1号線を利用して約30分
- ・大阪方面（名阪国道を利用する場合） 亀山ICより国道1号線を利用、または関ICより三重県道144号鈴鹿関線を利用して約30分